

# 個人情報取扱規程

平成 17 年 4 月 1 日制定  
財団法人福岡県農業振興推進機構

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、機構の個人情報保護方針に基づく個人情報の取扱いの基本事項を定めたもので、個人情報の保護と適正な利用を図ることを目的とする。

ただし、機構の職員に係る個人情報の取扱いについては別に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 個人情報  
個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。
- 2 個人データ  
法第 2 条第 4 項に規定する個人データをいう。
- 3 保有個人データ  
法第 2 条第 5 項に規定する保有個人データをいう。
- 4 本人  
個人情報によって識別される特定の個人をいう。

## 第 2 章 管理組織・体制

### (個人情報保護統括管理者等)

第 3 条 政府の個人情報の保護に関する基本方針にいう個人情報保護管理者として、理事会の決議に基づき常務を個人情報保護統括管理者（情報セキュリティ統括管理者と兼任。以下「統括管理者」という。）として選任し、個人情報の保護のための措置に関する業務を統括させるものとする。

事務局長を個人情報保護統括責任者（以下「統括責任者」という。）として統括管理者を補佐し、個人情報保護に関する施策の立案とその実施についての指揮・監督に当たらせる。

統括責任者は各課長を個人情報保護部門責任者（以下「部門責任者」という。）として選任し、自らが管理している個人情報の保護に関する施策の実施及びその評価・改善に当たらせる。

部門責任者は、統括責任者に届け出て、各課に所属する者の中から、個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を選任し、自己に代わり必要な個人情報保護についての業務を行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならないものとする。

### (統括管理者の職務)

第 4 条 統括管理者の職務は、次のとおりとする。ただし、その一部は必要に応じ統括責任者等に行わせることができる。この場合には、これらの者を適切に管理・監督しなければならない。

- 1 個人情報の安全管理措置の立案と実施の管理
- 2 個人情報保護計画の策定と実施結果に基づく評価・改善  
前項の個人情報保護計画には次の事項を盛り込まなければならない。
  - 1 個人情報資産の調査・分析に基づく対応策の策定、実施、評価、改善
  - 2 個人情報保護のための統括管理者、統括責任者、部門責任者、支所・事業所等責任者、保護担当者の役割とその業務内容
  - 3 研修実施計画

### (教育・研修の実施)

第 5 条 統括責任者は、役職員その他の関係者に対して、個人情報保護計画に基づく教育・研修を効果的に行い、個人情報の重要性を自覚させる手順・方法を確立し維持しなければならない。

### 第3章 個人情報の取得及び利用

#### (取得の原則)

第6条 個人情報の取得は、適法、かつ公正な手段によって行わなければならない。

個人情報の取得に当たっては、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、あらかじめ目的を特定して、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

新しい目的で個人情報を取得・収集するときには、職員は保護担当者、支所・事業所等責任者を通じ部門責任者に届け出なければならない。

前項の届け出を受けた部門責任者は、直ちに統括責任者と協議して、その承諾を得なければならない。

#### (特定の機微な個人情報の取得の禁止)

第7条 機構が行う事業の特性上必要な場合を除き、原則として次に示す内容を含む個人情報の取得、利用又は提供を行ってはならないものとする。

1 思想、信条及び宗教に関する事項

2 人種、民族、門地、本籍地(都道府県を除く。)その他社会的差別の原因となる事項

不要になった機微情報は速やかに処分するとともに、個人データとして保有するものは管理上必要最小限に限るものとし、当該データにアクセスできる者は、部門責任者が認めたものに限るものとする。

#### (本人から書面で個人情報を直接取得する場合の措置)

第8条 本人との契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、次の事項を明示したうえでなければ、これを行ってはならないものとする。

1 利用目的

2 個人情報を第三者に提供することが予定される場合には、その旨

利用目的の達成に必要な場合には、前項で特定した利用目的と相当の関連性を有すると合理的と認められる範囲において利用目的を変更することができるが、この場合には変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

1 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

2 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

3 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

#### (書面以外の方法により個人情報を直接取得する場合の措置)

第9条 統括責任者は、職員が書面による方法以外の方法により個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を機構のホームページへの掲載によって公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知するか、又は公表しなければならないものとする。

前条第2項及び第3項の規定は、書面による方法以外の方法により取得した個人情報の取扱いについても準用する。

#### (目的外の利用の禁止とその例外)

第10条 本人の同意を得たうえでなければ、前2条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

1 法令に基づく場合

2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

3 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のためにとくに必要がある場合であって、本人の同意を得

ることが困難であるとき。

- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(目的外の利用の場合の措置)

第 11 条 取得目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、統括管理者の承認を受けた上、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(個人データの共同利用)

第 12 条 個人データを第三者との間で共同利用する場合、保護担当者は共同して利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を部門責任者を通じ統括責任者に届け出なければならない。

前項の通知を受けた統括責任者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。

個人データの共同利用は、統括管理者の承認を得て、統括責任者が必要な措置を講じた後でなければならない。

(共同利用についての公表等)

第 13 条 取得した個人情報に係る個人データを特定の者と共同して利用する場合にあつては、その旨ならびに共同して利用される個人データ項目、共同で利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、第 9 条の定める方法により本人が容易に知り得る状態においておくか又は本人に通知しなければならない。

前項の場合において、利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合には、変更する内容につき前項と同様の措置を講じなければならない。

(個人データの第三者への提供)

第 14 条 個人データを第三者に提供する場合、保護担当者はあらかじめ、部門責任者を通じ統括責任者に届け出るものとする。ただし、第 3 項第 3 号に掲げる場合であつて緊急を要する場合はこの限りでない。

前項の通知を受けた統括責任者は、統括管理者と協議し、その承認を得なければならない。

前項の承認は、次の各号に該当する場合を除き、行ってはならない。

- 1 本人の同意を得ている場合
- 2 法令に基づく場合
- 3 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 5 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人データの取扱いの委託)

第 15 条 機構は、個人データの処理を第三者に委託する場合には、個人情報の保護について機構におけると同等の安全管理措置を講じている者を選定し、委託契約等において、次に掲げる事項について明確にしたうえで適正な取扱いが行われるよう配慮するものとする。

- 1 委託先における委託業務を通じて得た個人情報の漏洩又は盗用の禁止
- 2 委託に係る個人データの取扱いの再委託を行うに当たっての文書による機構の承諾
- 3 委託契約期間
- 4 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における確実な破棄若しくは削除
- 5 委託先における個人データの加工(委託契約の範囲内のものを除く。)改ざん等の禁止又は制限
- 6 委託先における個人データの複写又は複製(安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。)の禁止
- 7 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における機構への報告義務

## 8 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任

委託先における委託に係る個人データが前項の規定に基づき適正に行われているかどうかについては、定期的又は随時確認するとともに、不備が認められた場合には必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

## 第4章 個人情報の適正管理

### (個人データの正確性の確保)

第16条 統括責任者は、個人データを利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

### (個人情報の入出力、保管等)

第17条 個人情報のコンピュータへの入力・出力、台帳・申込書等の個人情報を記載した帳票・帳表の保管・管理等は、保護担当者が行わなければならない。また、コンピュータへの入力が正確に行われたかどうかについては、部門責任者の検証を受けなければならない。

個人情報の利用は、自ら担当する業務の遂行上必要な範囲内においてのみ行わなければならない。また、個人データについては、当該データを管理している部門責任者の許可なしに機構の他の部門及び外部に持ち出してはならない。

業務上、個人データの加工を必要とする場合には、部門責任者の承認を受けなければこれを行ってはならず、目的を達成した後は当該加工したデータを消去しなければならない。

第2項の個人データの持ち出し及び前項の個人データの加工・消去については、その顛末につき管理台帳(別紙7)を設け記録しなければならない。

### (個人データの移送・送信)

第18条 個人データの移送・送信は、外部流出等の危険を防止するため、業務上必要な範囲内で必要・適切な方法により、かつ、統括責任者、部門責任者の承認を受けた上でなければこれを行ってはならない。

前項の場合には、その顛末につき管理台帳(別紙7)を設け記録しなければならない。

### (情報漏洩事故への対応)

第19条 情報漏洩等の事故が発生した場合には、事実を把握した者が部門責任者に報告するとともに、報告を受けた部門責任者は統括責任者及び統括管理者に直ちに報告するとともに、統括責任者と協力して事実関係を速やかに調査・確認しなければならない。

統括責任者は、二次災害の防止、類似事案の発生回避等のため、部門責任者と協力するとともに、必要に応じ対策会議を開催し、再発防止策等を策定した上で、事実関係とともに公表するよう努めなければならない。また、必要に応じ事実関係の調査・確認に時間を要する場合にも二次災害の防止の観点から漏洩事実の公表等を行い社会的な信頼の回復に努めるものとする。

情報漏洩等の事故を把握した場合には、統括管理者は直ちに所管行政庁及び関係機関等に報告するとともに理事会に報告をし、統括責任者は速やかに本人に対し通知を行うこととする。

### (文書の管理)

第20条 統括責任者は、この規程に基づき作成される文書を適切に管理しなければならない。

## 第5章 保有個人データに関する本人からの開示請求等への対応

### (個人情報保護苦情・相談窓口の設置)

第21条 統括管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けて対応する窓口を設置し、この連絡先を本人に通知又は公表しなければならない。

前項の手続の細目は、別に定める「個人情報の開示等及び苦情処理要領」に定めるところによる。

### (利用目的の通知)

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。

- 1 あらかじめ本人が知り得る状態にしてあることにより、当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
  - 2 次に掲げる場合
    - 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
    - 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
    - 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人からの開示請求等への対応)

第 23 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面又は本人と同意した方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 1 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 法以外の他の法令に違反することとなる場合

前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

法以外の他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は適用しない。

(訂正等)

第 24 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法以外の他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(利用停止等)

第 25 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 16 条（利用目的の制限）の規定に違反して取扱われているという理由又は法第 17 条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第 23 条（第三者提供の制限）第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第26条 第22条第2項、第23条第2項、第24条第2項又は前条第3項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第27条 第22条第1項、第23条第1項、第24条第1項又は第25条第1項の規定による求めに応じる手続については、別に定める「個人情報の開示等及び苦情処理要領」の定めるところによる。

## 第6章 廃棄

(個人情報の廃棄)

第28条 個人情報を廃棄する場合は、シュレッダーにかけて読み取り不能にするか、信頼できる廃棄物処理業者に廃棄を委託しなければならない。

個人情報を記録したコンピュータ、記憶媒体を廃棄するときは、特別のソフトウェアを使用して個人情報を完全に消去するか記憶媒体を物理的に破壊してから廃棄するものとする。

個人情報を記録したコンピュータを他に転用するときは、特別のソフトウェアを使用するなどして個人情報を完全に消去してから転用しなければならない。

個人情報の廃棄作業は、部門責任者立会いのもと保護担当者が行う。

個人情報の廃棄・消去の顛末については、管理台帳(別紙7)を設け記録しなければならない。

## 第7章 監査

(監査の実施)

第29条 機構は、機構における個人情報保護に関する措置が適切に行われているかどうかについて、少なくとも年1回は監査を実施し、その結果を理事会に報告しなければならないものとする。

前項の監査は、監事が担うものとする。

## 第8章 雑則

(職員の責務)

第30条 機構の職員は、本規程その他個人情報の取扱いに関する諸規程を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。

本規程及びその他の規程に定めるところと異なる取扱いを必要とする場合及び当該規程に定めのない事項で取扱いに疑義等があるものについては、部門責任者又は統括責任者に相談し、その指示を仰ぐものとする。

(罰則)

第31条 機構は、本規程に違反した職員に対して就業規則等に基づき懲戒その他の処分を行わなければならない。

前項の手続は就業規則等に定めるところによる。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。